

会津若松市公告 第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年1月7日

会津若松市長 室井 照平

1	案件番号	第1714号
2	案件名	会津若松市役所本庁舎ほか39施設で使用する電力の供給
3	供給場所	別紙「電力供給仕様書」のとおり
4	業種	電力供給
5	概要	別紙「電力供給仕様書」及び「本件電力供給契約の履行に係る特記仕様書」による
6	供給期間	令和8年4月1日(水) 午前0時から 令和9年3月31日(水) 午後12時まで
		本契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降における歳出予算について減額又は削除があった場合は、会津若松市は、本契約を変更し、又は解除することができる。
7	予定価格	403,484,270円(税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑩に掲げる要件を全て満たしている者とする。
①	会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。	
②	登録内容	本市に下記物品営業種目の登録がある者 その他 — 電力
③	地域要件	市内業者、準市内業者、県内業者又は県外業者
④	許可資格等	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者として登録を受けていること。
⑤	会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
⑥	納入実績	令和5年1月29日以降に国又は地方公共団体に対して電力の供給を12ヶ月以上継続して履行した実績を有すること。
⑦	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
⑧	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
⑨	会津若松市電力の調達に係る環境配慮方針(令和6年8月30日決裁。以下「環境配慮方針」という。)第4条第1号から第3号に掲げる要件を満たす小売電気事業者であること。	
⑩	会津若松市産再生可能エネルギー100%電力の調達において、環境配慮方針第6条の規定に基づき「該当」の判定を受けていること。	
9	入札参加の申込	
①	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書(会津若松市ホームページに掲載)
②	提出方法	必ず指定様式によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
③	提出先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
④	入札参加申込期間	令和8年1月7日(水)から令和8年1月20日(火)まで (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
10	設計図書等の閲覧	
①	閲覧場所	会津若松市役所ホームページ及び契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。 https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/
②	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
11	設計図書等に対する質問	
①	質問方法	本案件に関する質問は、原則として指定の質問書(会津若松市ホームページに掲載)によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
②	質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
③	質問期限	令和8年1月15日(木) 午後5時15分まで
④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日速やかに質問者にファックスで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

12	入札方法					
①	提出書類	入札書 及び 価格内訳書（会津若松市ホームページに掲載） <ul style="list-style-type: none"> ・入札書及び価格内訳書は、市指定様式により提出すること。 ・入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。 ・入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。また、価格内訳書の各小計額又は合計額に誤りがないこと。 ・市指定サイズ（長形3号 長さ23.5cm、幅12cm）の郵便入札用封筒の表面に開札日、案件名、「入札書在中」の文言を明記し、表面又は裏面に入札者の住所、商号又は名称を明記すること。 				
	② 入札方法	郵便による入札 <p>入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、市が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、<u>見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p>				
③	郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便の「配達日指定郵便」により以下に示す配達指定日に会津若松市役所に到着するよう郵送すること。 (1) 配達指定日 令和8年1月27日（火） (2) 郵便局窓口差出期限日 令和8年1月24日（土） ※配達日指定郵便は、郵送できる期間が定められているため、差し出す予定の郵便局で事前に期日・時間の確認を必ず行うこと。 (3) 郵送先 〒965-8601 会津若松市役所 契約検査課 (4) 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便以外の方法で郵送された入札書、上記の配達指定日以外の日に到着した入札書は、郵便事情等の理由の如何を問わず無効とする。 ・質問書が提出される場合があるため、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。 				
13	開札日時等					
①	開札日時	令和8年1月28日（水） 午後2時00分				
②	開札場所	会津若松市役所本庁舎6階 入札室				
14	入札回数	初度のみ1回とする。初度の入札の結果、無効な入札等により予定価格以内の入札がないときは、再度、郵便により入札を行う。				
15	入札保証金	免除				
16	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類（入札参加資格審査調査書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 （提出先）会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413				
17	入札の無効	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札				
18	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。				
19	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額（単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">①</td> <td style="padding: 5px;">この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②</td> <td style="padding: 5px;">会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を越った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）</td> </tr> </table>	①	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。	②	会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を越った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）
①	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。					
②	会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を越った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）					
20	その他	① 郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ② 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領及び郵便入札の手引き並びに会津若松市入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。 ③ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。				